

(会則)

あーとびる麦生会則

制定 2010年1月 24日

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会はあーとびる麦生(以下「会」という。)と称し、事務所を岩手県久慈市湊町 21-32-3
に置く。

(会員)

第2条 会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同しその事業に参加するために入会した個人及び団体
 - (2) 賛助会員 この会の事業を援助するために入会した個人及び団体
- 2 会員の入会については、特に条件を定めない。
 - 3 会員として入会しようとするものは、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 - 4 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付してそのものにその旨を通知しなければならない。
 - 5 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1) 退会届を提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 1年以上会費を滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。
 - 6 会員は、理事長に通告して、任意に退会することができる。
 - 7 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) この会則等に違反したとき。
 - (2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この会は、麦生を中心とする地域(以下地域という)の人たちとそこに集まる人たち(以下「あーとびるの人びと」という)の芸術活動を核とする諸活動を援助することにより、芸術の振興、むらづくりの推進、子どもの健全育成に寄与することを目的と

する。

(事業及び組織)

第4条 この会は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) あーとびるの人びとの芸術活動を支援する事業
- (2) 地域の振興を支援する事業
- (3) 地域の子どもたちの健全育成にかかわる事業
- (4) その他の事業
 - ① 作品の賃貸及び販売ならびにその仲介事業
 - ② 地域の生産物の販売促進及び販売仲介事業

2 前項第4号に掲げる事業は、同項第1号～第3号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号～第3号に掲げる事業に充てるものとする。

第5条 この会の事業を行うために次の部局を置き、会員はいずれかの部局を担当する。

- (1) 総務部： 施設・設備・備品・作品・組織の管理運営
- (2) 企画部： 事業の企画・運営
- (3) 展示部： 作品展示、図録・解説図書等の作成
- (4) 普及部： 会員拡大、作品賃貸及び販売
- (5) 地域振興部： 地域振興事業の企画運営
- (6) 事務局： 書記、会計、連絡、渉外、調達、印刷、情報収集、情報発信

第3章 役員

(役員の種類)

第6条 会に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
 - (2) 副理事長 1～2人
 - (3) 理事 若干名
 - (4) 事務局長 1人
- 監事 2人

(役員を選任)

第7条 理事長及び副理事長は、総会において選任する。

2 理事及び事務局長は、正会員の中から理事長が選任する。

(役員職務)

第8条 理事長は会を代表し、会務を総括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長がかけたときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、各部局の事業を分担するほか理事会を構成し、理事会は各部事業の企画立案その他会の運営に関することを審議決定する。 監事は、会の会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第10条 役員で規約に違反又は会の体面を汚す行為があったときは、総会の決議により解任することができる。

第4章 顧問及び相談役

第11条 会に顧問、相談役を置くことができる。

- 2 顧問、相談役は、理事会の同意を経て理事長が委嘱する。顧問、相談役は、会議に出席して意見を述べることができる。

第5章 総会

(総会の構成及び審議事項)

第12条 総会は、正会員をもって構成し、次の事項を審議決定する。

- (1) 予算、決算に関すること。
- (2) 役員選任に関すること。
- (3) 規約の変更に関すること。
- (4) その他会務運営上必要な事項。

(総会の開催)

第13条 総会は、毎年度決算終了後2箇月以内に開催する。

- 2 理事長は、必要があるとき、又は正会員の3分の1以上の要求があったとき、臨時に開催することができる。

(総会の議長)

第14条 総会の議長は、正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第15条 総会の開催は、正会員の2分の1以上の出席を要する。ただし、事情のある会員は、委任状をもって出席にかえることができる。

(総会の議決)

第16条 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 理事会

(理事会)

第17条 理事会は、本会の運営上必要があるとき、理事長が随時招集する。

- 2 理事会は、理事の2分の1以上の出席を要する。ただし、事情のある会員は、委任状をもって出席にかえることができる。

- 3 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 4 理事会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第7章 会計

(経費)

第18条 会の運営に要する経費は、入会金、会費、借入金、助成金、寄付金ならびに事業収益等をもってあてる。

(会費)

第19条 正会員になろうとするものは入会金を納入することとし、金額は5,000円とする。但し、夫婦会員は二人で5,000円とする。

- 2 会員は、年会費を納入することとし、正会員は5,000円、賛助会員個人は3,000円以上、団体は一口10,000円とする。但し、夫婦正会員は二人で5,000円とする。

(会計年度)

第20条 会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 細則

(細則の制定)

第21条 本規約施行のため必要な細則は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(会則の改廃)

第22条 この規約の改廃については、総会において3分の2以上の同意を必要とする。

附 則 1 この会は、2010年1月24日に設立された。

- 2 この規約は、2010年1月25日から施行する。